

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第1161号
平成28年5月23日
宮城県警察本部長

宮城県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）

宮城県警察被害者支援推進委員会については、「宮城県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）」（平成20年8月20日付け宮本務第1093号）により運営しているところであるが、別添のとおり宮城県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱を制定し、平成28年5月23日から施行することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

宮城県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の設置

警察本部に委員会を置く。

3 委員会の任務

委員会は、別に定める宮城県警察犯罪被害者支援基本計画に示す施策について必要に応じて犯罪被害者支援の推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進に係る所要の調整を行うことを任務とする。

4 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に規定する職にある者をもって充てる。

5 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、及び議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (3) 前記(1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

6 幹事会

- (1) 委員会の事務について委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に規定する職にある者をもって充てる。
- (3) 幹事会の運営については、前記5の規定を準用する。

7 庶務

- (1) 委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課犯罪被害者支援室において行う。
- (2) 警務部警務課犯罪被害者支援室長は、委員会及び幹事会の開催結果を別記様式により記録しておくものとする。

別表第 1

委 員 会	
委 員 長	警務部長
委 員	総務部総務課長、警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長、交通部交通企画課長、警備部公安課長及び仙台市警察部庶務課長

別表第 2

幹 事 会	
幹 事 長	警務部警務課犯罪被害者支援室長
幹 事	総務部総務課課長補佐（公安委員会担当）、警務部警務課課長補佐（企画調整担当）、生活安全部生活安全企画課課長補佐（企画指導監察担当）、地域部地域課課長補佐（企画監察担当）、刑事部刑事総務課課長補佐（企画指導監察担当）、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課課長補佐（企画指導監察担当）、交通部交通企画課課長補佐（企画指導監察担当）、警備部公安課課長補佐（企画指導監察担当）及び幹事長の指名する者

別記様式

議事録

<p>日 時</p>	<p>年 月 日 ()</p> <p>自 時 分</p> <p>至 時 分</p>
<p>場 所</p>	
<p>出 席 者</p>	
<p>議 題 等</p>	
<p>検 討 内 容</p>	
<p>措 置</p>	
<p>備 考</p>	